

説明会資料

<大規模小売店舗立地法の特例区域について>

山口県商工労働部商政課

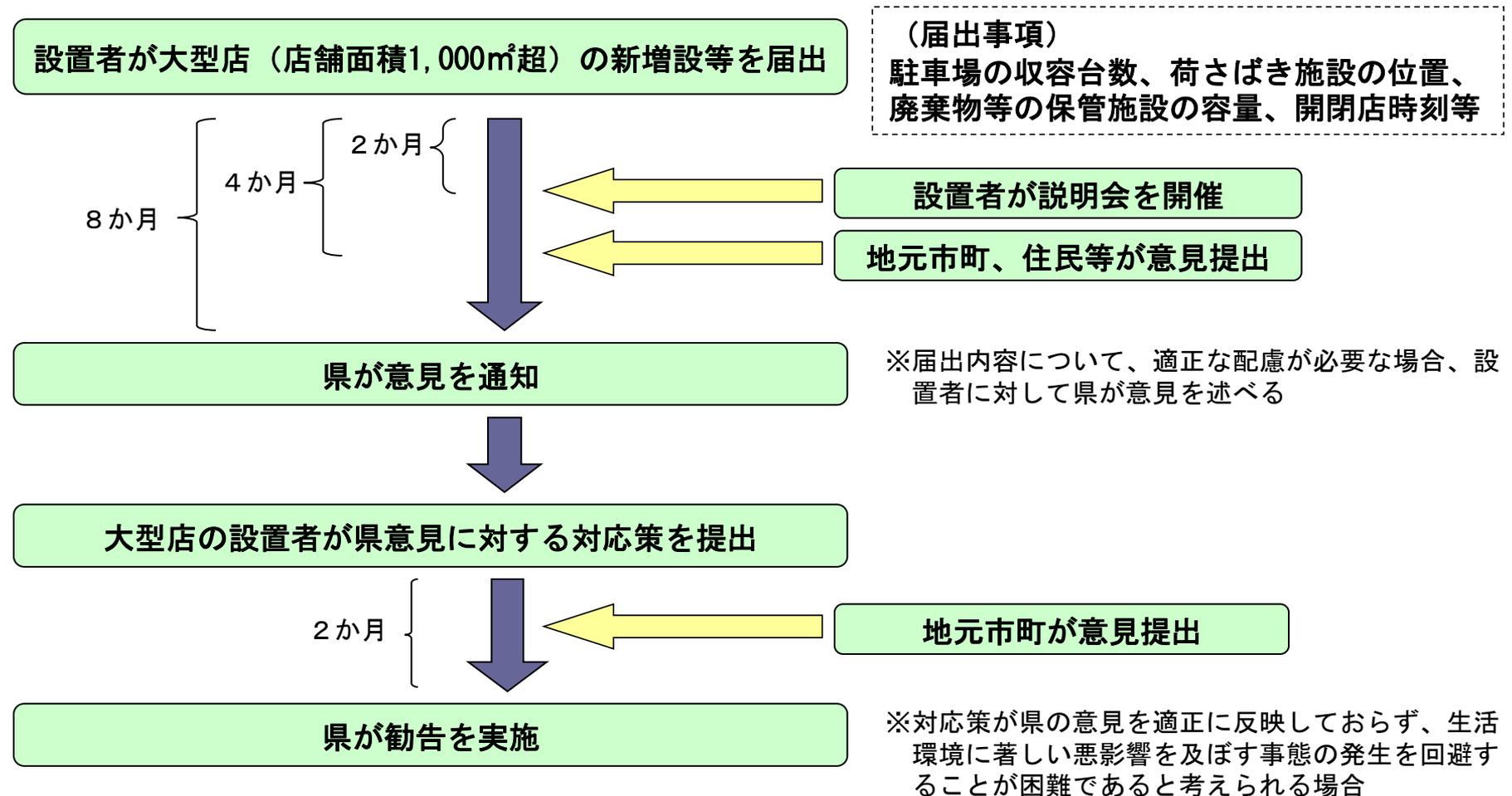
日時:平成23年6月22日(水) 午後7時～

会場:しものせき市民活動センター

1 大規模小売店舗立地法(大店立地法)の概要	P. 2
2 大規模小売店舗立地法の特例区域とは	P. 3
3 下関市からの要請内容	P. 4
4 特例区域の指定について	P. 5, 6
5 特例区域の指定までの流れ	P. 7
～参考～	
・「下関市中心市街地活性化基本計画」について	P. 8
・中心市街地の区域	P. 9
・「下関駅にぎわいプロジェクト」事業概要図	P. 10

1 大規模小売店舗立地法(大店立地法)の概要

大規模小売店舗（店舗面積が1,000㎡を超える小売店舗）の設置者に対して、「交通」、「騒音」、「廃棄物の処理」などの事項について、店舗施設の配置や運営方法に適正な配慮を求め、店舗周辺地域の生活環境を保持していくための手続きを定めた法律。



2 大規模小売店舗立地法の特例区域とは

(1) 制度の目的・効果

中心市街地に大規模小売店舗の立地を誘因し、中心市街地の商業機能を活性化させることを目的に設けられた制度。

「特例区域」の指定を受けた場合、大店立地法の手続きが簡略化でき、大規模小売店舗の出店・増床等が迅速にできるようになる。

(2) 区域指定後の大店立地法の手続

第一種特例区域

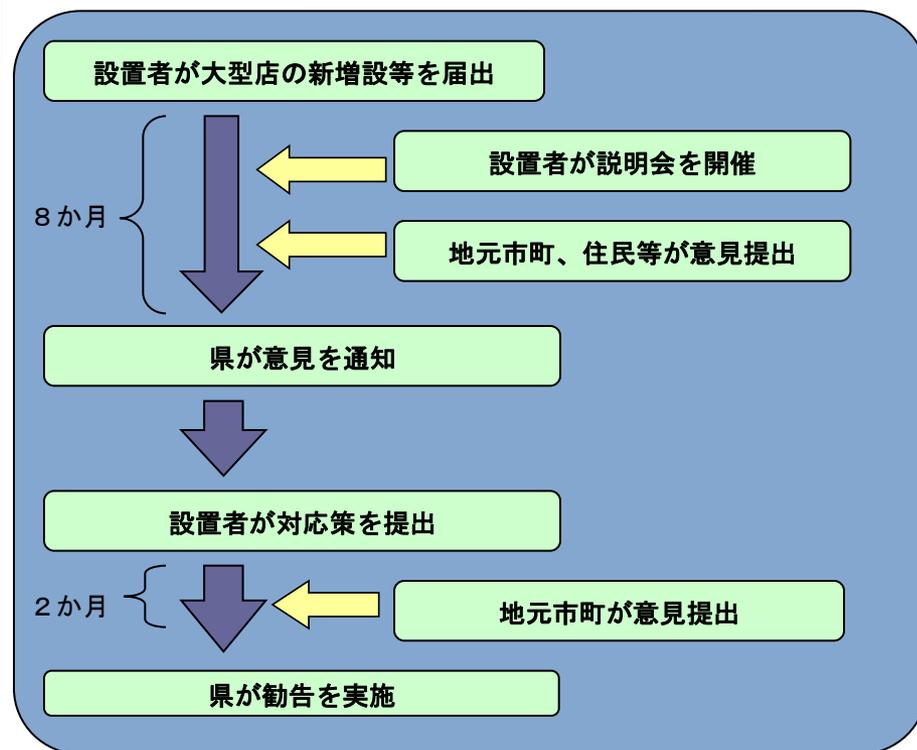
右図の大店立地法の手続きが全て不要。

第二種特例区域

右図のうち、「届出」「説明会の開催」までが必要。

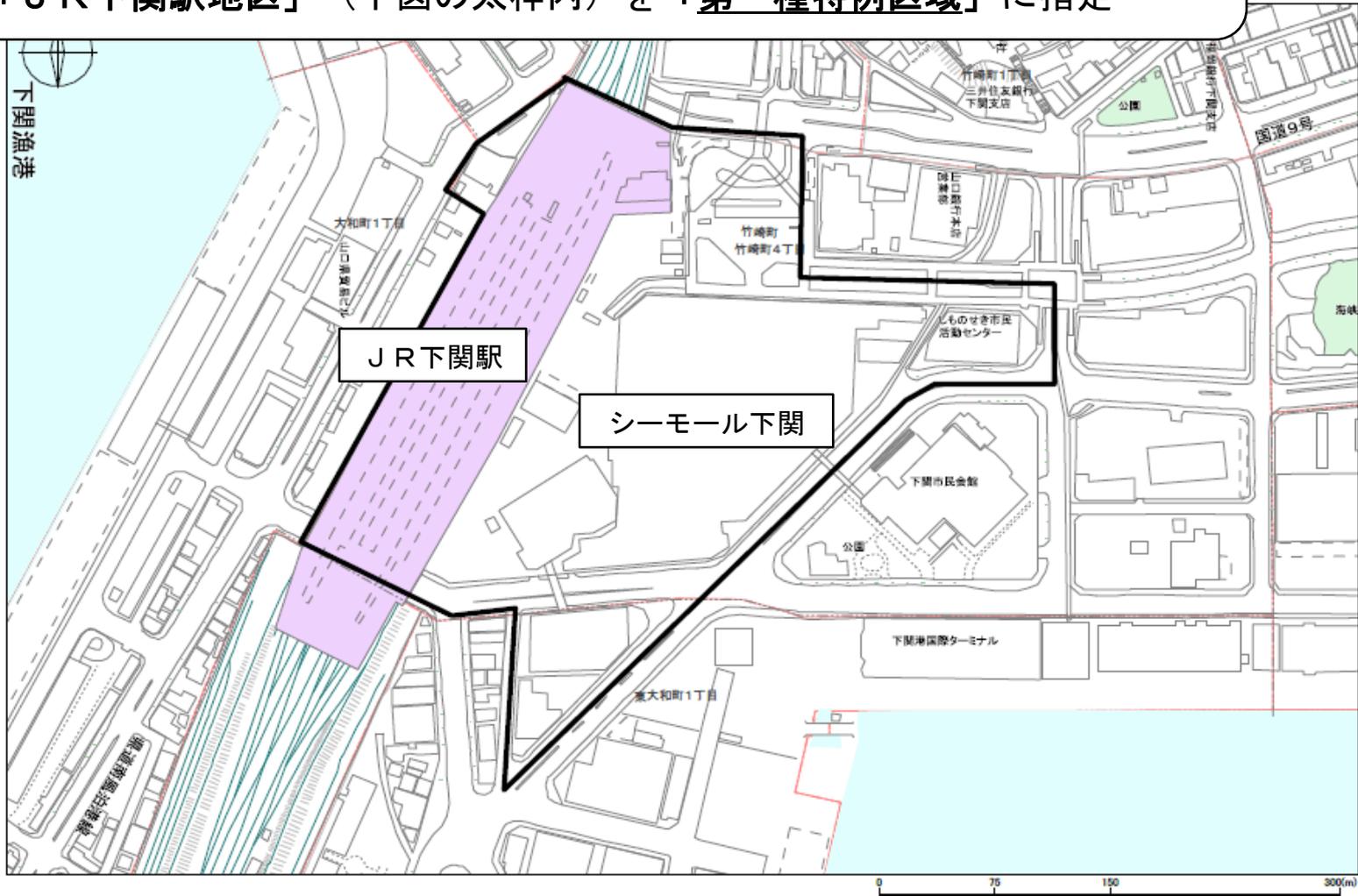
以降の手続きは全て不要。

※ 手続きは不要になっても、設置者による生活環境への配慮義務は変わらない。



3 下関市からの要請内容

国から認定を受けた「下関市中心市街地活性化基本計画」に基づいて、「JR下関駅地区」（下図の太枠内）を「第一種特例区域」に指定



4 特例区域の指定について

(1) 特例区域指定の要件

- 下関市から要請のあった区域（JR下関駅地区）は、国から認定を受けた「下関市中心市街地活性化基本計画」に定められた中心市街地の区域内であり、第一種特例区域を指定する要件を満たしている。

(2) 特例区域の指定により期待される効果

- 特例区域を指定することで、中心市街地の西の核であるJR下関駅地区において、大型店舗の迅速な立地と経営環境の変化への対応が促進され、商業施設の集客力の強化が期待される。
- 大型店舗の立地により、同地区の集客力の強化が図られることで、賑わいが創出され、駅前及び周辺の通行量の増加が期待される。

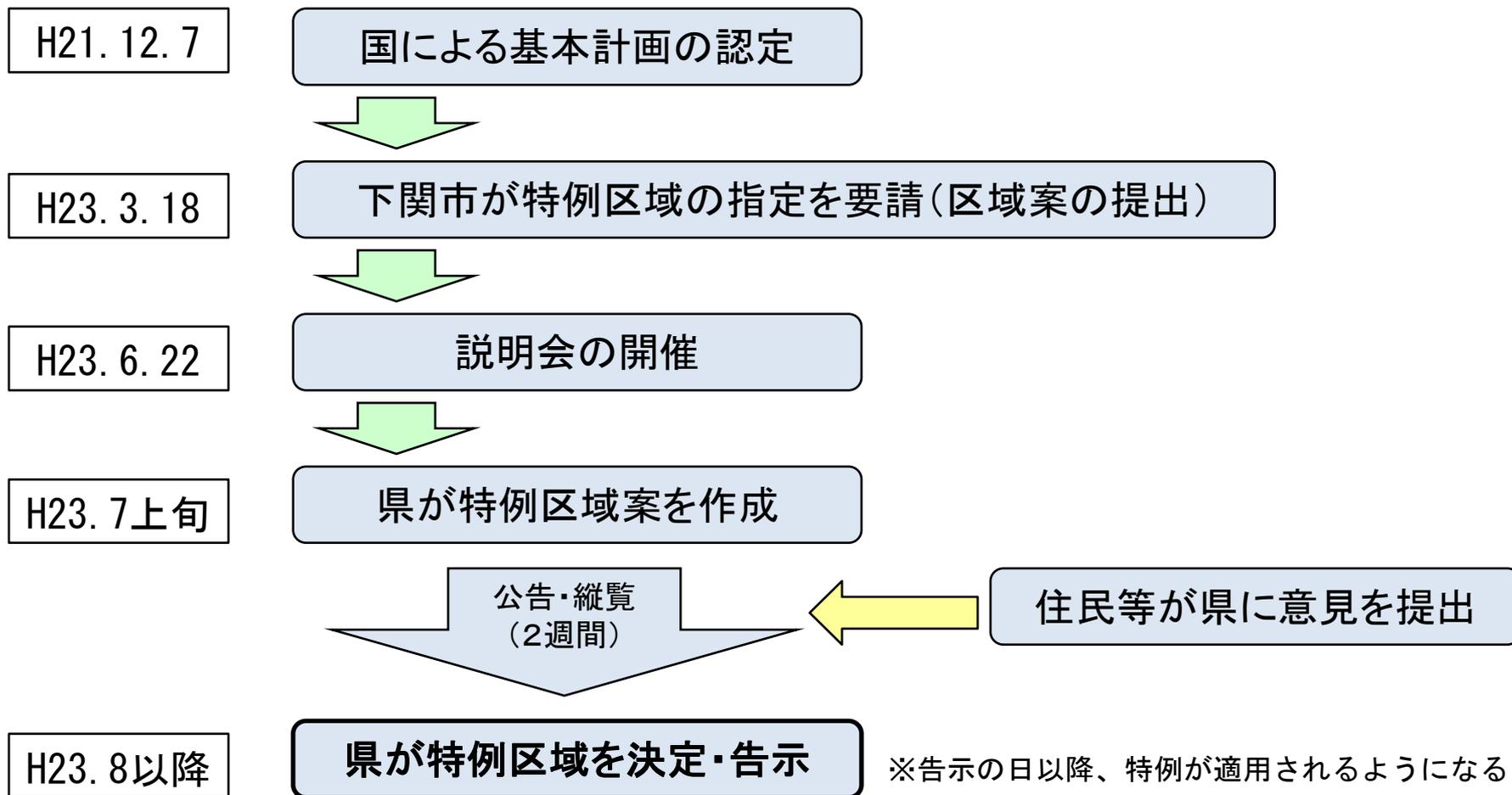
(3) 特例区域周辺の生活環境への影響

- 同地区及び周辺地区は、従来から商業施設などの都市機能が集積している地区であり、公共交通の利便性に優れ、また駐車場も多数整備・配置されていることから、特例区域の指定によって交通渋滞が発生することはないものと考えられる。
- 同地区に計画がある商業施設は、住居から離れた、地区の中心部に配置される計画になっており、また、同地区に隣接する住居は少ないことから、特例区域の指定による生活環境への影響は軽微なものであると考えられる。

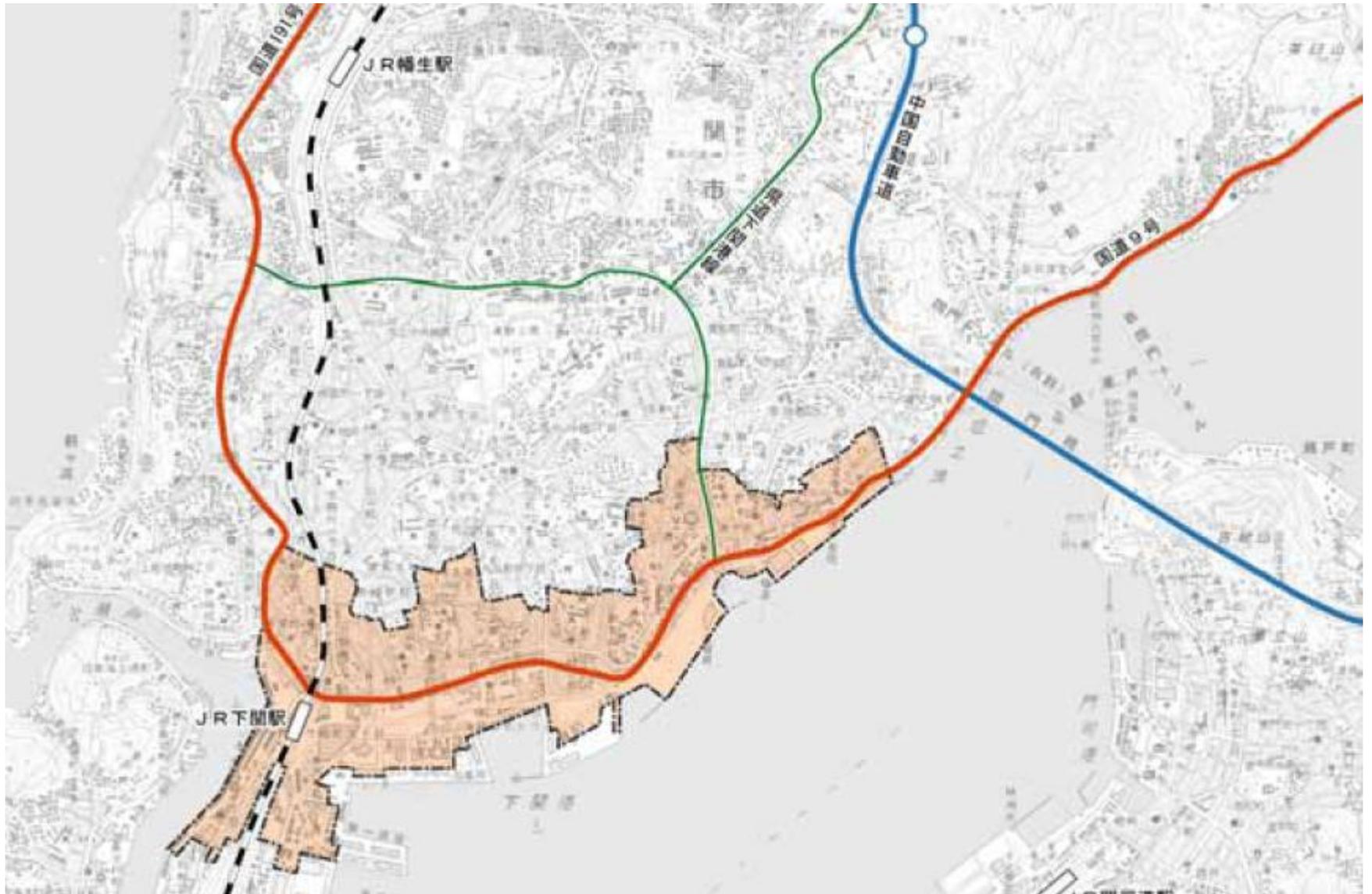
(4) まとめ

- 以上のことから、特例区域を指定する効果があり、また、生活環境への影響も軽微であると考えられるので、特例区域指定の手続きを進めていく。

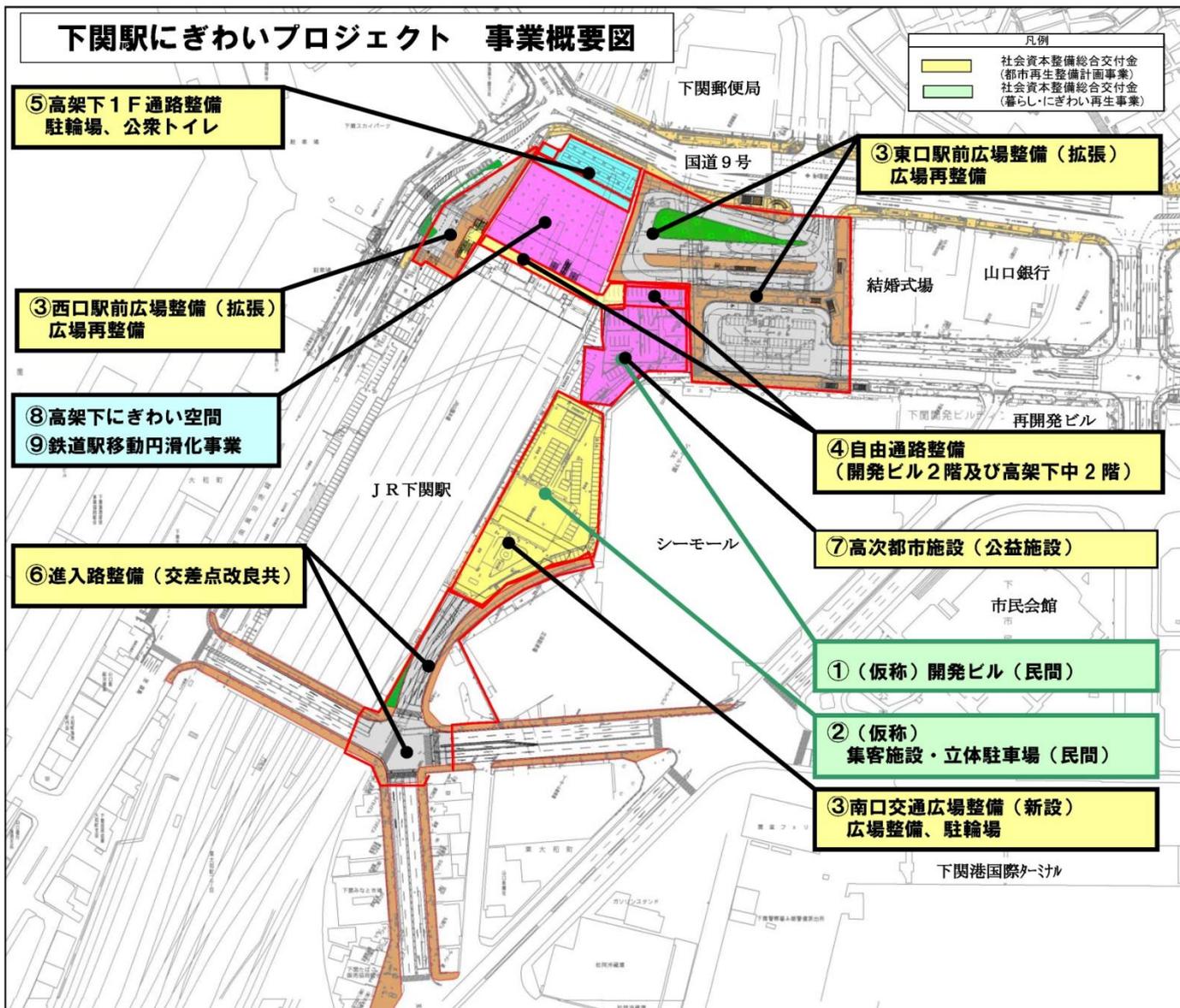
5 特例区域の指定までの流れ



中心市街地の区域



下関駅にぎわいプロジェクトについて



注意）イメージ図は現在の完成イメージであり、今後の設計等により変わります。

事業概要		
番号	名称	概要
①	開発ビル	民間事業
②	集客施設・立体駐車場	民間事業
③	東口駅前広場	面積 約 10,600 m ²
	西口駅前広場	面積 約 1,700 m ²
	南口交通広場 駐輪場	面積 約 5,400 m ² (約 200 台)
④	自由通路(開発ビル2階)	幅員 5m、延長約 45m
	自由通路(高架下中2階)	幅員 5m、延長約 70m
⑤	高架下1階通路	幅員 3.5m、延長約 60m
	駐輪場	約 500 台
	公衆トイレ	1箇所
⑥	進入路整備	延長約 100m
⑦	高次都市施設(公益施設)	面積 約 2,600 m ²
⑧	高架下にぎわい空間	民間事業
⑨	鉄道駅移動円滑化事業	民間事業